



ごみをへらそう

●ごみ対策課 ☎72-3126 FAX 75-2275
粗大ごみコールセンター ☎62-5353
✉ gomi@city.ishikari.hokkaido.jp

「燃やせないごみ」は 食べ残しを 混ぜないで!!

燃やせないごみ (プラスチック類)

カセット・ビデオテープのケース(プラスチック製)、ポリ袋、ラップ、発泡スチロール、パック、トレイ、チューブ、ボトル、玩具、お菓子やレトルト食品の袋、カップめんのカップは「燃やせないごみ」です。ごみに出すときは水で洗い流すなど、必ず食べ残しが混ざらないようお願いします！

間違えていませんか？ 家庭ごみの分別



何もかも混せてごみの分別をあいまいにすると、それぞれの性質に合った適正な処理ができなくなってしまうばかりか、収集作業中のけがやごみ処理施設での事故にもつながります。正しいごみ分別へのご理解、ご協力をお願いします！



プラスチック類と金属類の混合物、ガラス類、せともの類、金属類、使い捨てライター



カセットテープ本体、ビデオテープ本体、紙類、台所ごみ、布類、犬猫の砂、木くず、使い捨てカイロ、ゴム類、皮革類



店頭回収しているお店	回収品目	
	食品トレイ	牛乳パック
イオンスーパーセンター石狩緑苑台店【緑苑台中央1】	○	○
コープさっぽろいしかり店 【花川北3-3】	○	○
スーパーチェーンシガ花川店 【花川南4-3】	○	×
ビッグハウス花川店 【樽川16-1】	○	○
フレッシュマート 【花川南1-6】	○	×
ラッキー花川南店 【花川南9-4】	○	○

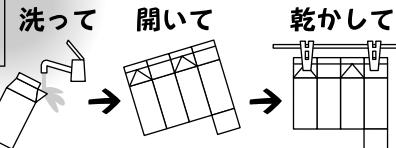
左記の店舗では、食品トレイや牛乳パックの店頭回収を行っています。回収されたトレイは再びトレイや燃料に、牛乳パックは再生紙やトイレットペーパーなどに生まれ変わります。

トレイなどのリサイクル費用は、各店舗が負担しています。トレイなどを店頭回収に出すときは、各店舗ごとに決められたルールを必ず守って出しましょう。

食品トレイ・牛乳パックは 店頭回収へ！



牛乳パックの出し方



食品トレイの出し方



買い物に行くときは、
バッグ・トレイ・
牛乳パックを
忘れずに！

私たちのまちの憲法 自治基本条例を つくります

市では、平成18年度から、自治基本条例の策定に取り組んでいます。昨年度は、公募市民による「みんなでつくる自治基本条例市民会議」で条例の骨子について議論をしました。19年度は、市民会議からの提言を踏まえて条例案を作成し、年度内の制定を目指します。

協力推進・男女共同参画担当

☎72-3246 ☎75-2275

✉kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp

自治基本
条例とは？



自治基本条例は、まちの自治の仕組みに関する基本的な事項を定める条例で、「自治体の憲法」といわれています。

その内容については、まちによつてそれぞれ異なりますが、

まちの最上位の決まりとして自治の基本的な在り方やまちづくりにかかる各主体の権利や責務、自治体運営の基本的な事項と仕組みなどを規定しているのが一般的です。

行政はもちろん、市民一人

ひとりが主体的に参加してまちづくりを進めていく上での指針ともなるものです。

なぜ、自治基本条例
を制定するの？



地方分権の進展により、自治体には自らの責任と判断で、自律的にまちづくりを進めることができます。

また、少子高齢化や厳しい財政状況などから、市役所が担う従来型の一貫的な行政

サービスに頼ったまちづくりは

どんな条例に
なるの？



条例の内容はまだ決まっていませんが、市民会議からの提言の主な内容は次のとおりです。現在はこの提言に沿って検討を進めています。

- ・まちづくりの基本原則は
 - ①協働
 - ②情報共有
 - ③持続可能性の確保
- ・市民（団体・事業者含む）の権利は①まちづくりに平等・主体的に参加できる
- ②市政に関する情報を知

条例はいつ
できるの？



市民会議から提出された提言をもとに、9月中旬に素案を作成します。その後、意見交換会やパブリックコメントなどをを行い、必要な修正をして平成20年の第1回定例市議会に条例案を提出する予定です。

条例制定までの
スケジュール

H18.7～H19.3

H19.4

H19.4～H19.9

H19.10～H19.12

H20.3

H20.4予定

市民会議
で検討

市長に
提言

素案作成

素案修正

議会に
条例案を
提出

条例施行

現段階

限界にきています。これからは、地域を構成する市民・団体・企業・行政などの各主体が、互いに役割と責任を分担し、

協力しながら地域の公共的課題を解決していくことが必要となっています。

そのためには、まちづくりにかかわる多様な主体が目標を共有しながら、互いに協働しまちづくり活動を行うため

てまちづくり活動を行なうために必要な制度・原則を幅広く指摘

・議会の責務は、議会で十分に検討することを期待する

・執行機関の責務や市政運営に必要な制度・原則を幅

・議会の責務は、議会で十分に検討することを期待する

・執行機関の責務や市政運営に必要な制度・原則を幅

ることができる ③自己情報の保護を求めることができる ④安全安心に生活できる

・市民の責務は①まちづくり主体としての役割を自覚し、互いを尊重し、行うべきことを行う ②まちづくりに参加する際は発言・行動に責任を持つ

・市民の責務は①まちづくり主体としての役割を自覚し、互いを尊重し、行うべきことを行う ②まちづくりに参加する際は発言・行動に責任を持つ